

重要事項説明書（訪問看護サービス）

1. 事業者概要

事業者名称	泉仁会訪問看護ステーション
指定番号	山口県 3560290086
事業所の所在地	宇部市大字木田字中山田40-20
設置法人名	医療法人社団泉仁会
代表者名	南 博朗
管理者	藤本 伸子
電話番号	0836-62-1055
事業所の種類	指定訪問看護事業所
当事業所の運営方針等	指定訪問看護事業所は、介護保険法令に従い、利用者が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指し、病状観察を行い、医師の指示のもとに、看護師が定期的に訪問し、利用者の意志及び人格を尊重した適切な訪問看護サービスを提供します。
事業の目的	泉仁会訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が指定居宅サービス事業者（以下「事業者」という。）として行う指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業員（以下「看護師等」という。）が要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

2. 事業所の職員体制

当事業所の 従業者の職種	職員数
看護師	常勤専従 3 名以上 (うち 1 名は管理者と兼務)
理学療法士	常勤専従 1 名以上

3. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ただし国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時まで。

4. 事業の実施地域

通常の事業の実施地域は宇部市の区域とする。

5. 苦情申立窓口

利用者からの相談又は苦情等に対する常設の窓口は以下の通りです。

① 泉仁会訪問看護ステーション：宇部市大字木田字中山田 40-20

窓口担当者 藤本 伸子

電話番号 0836-62-1055

FAX 0836-62-1201

② 宇部市役所 介護保険課：宇部市常盤町1丁目7番1号

電話番号 0836-34-8396

★ 他市町区に住所がある方は介護保険証記載の市町区
介護保険担当係にご相談下さい

③ 山口県国民健康保険団体連合会

介護保険課苦情相談係：山口市大手町9-11

電話番号 083-995-1010

訪問看護ご利用料金

	介護保険	
利 用 料 金	20分未満	314 単位×回数（改定前：313 単位）
	30分未満	471 単位×回数（改定前：470 単位）
	30分以上1時間未満	823 単位×回数（改定前：821 単位）
	1時間半まで	1128 単位×回数（改定前：1,125 単位）
	理学療法士	
	30分未満・30分以上1時間未満	1 回当たり 294 単位（*1 回あたり 20 分） （改定前：293 単位）
	初回加算	（Ⅰ）病院、診療所、介護保険施設からの退院日訪問 初回の月のみ 350 単位 （Ⅱ）上記に該当しない日 300 単位
	緊急時訪問看護加算	574 単位/月
	長時間訪問（1.5 時間以上訪問）	1,125 単位+300 単位
	複数名訪問加算	30 分未満 470 単位+254 単位 30 分以上 821 単位+402 単位 1,125 単位+402 単位
	特別管理加算	特別管理加算Ⅰ・500 単位/月 特別管理加算Ⅱ・250 単位/月
	ターミナルケア加算	2000 単位
	ご遺体のお世話 : 11,000 円（保険外）	

【保険外のサービス料金】・留守番・買い物・外来診察介助・退院介助など

訪問看護料： 30分未満 2000円
1時間未満 4000円
1時間は延長時間とし、30分増す毎に 2000円
夜間・早朝 ①②の1.25倍
深夜 ①②の1.5倍
キャンセル料：訪問予定当日キャンセルについて 2000円
訪問時不在についても同上

泉仁会訪問看護ステーション 令和4年6月1日 現在